

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス重要事項説明書

<令和7年1月1日現在>

- 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口
電話 048-583-5558 (8時30分～17時30分)
担当 新井勇輝 (デイサービス課長)
* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 深谷市デイサービスセンター清風苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	深谷市デイサービスセンター清風苑
所在地	〒369-1105 埼玉県深谷市本田4914番地3
介護保険指定番号	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当) (1174500098)
サービスを提供する 主たる対象地域	深谷市、熊谷市 (旧江南町)、大里郡寄居町、 比企郡嵐山町、比企郡小川町

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	名	サービス管理全般	1名
生活相談員	2名	名	生活上の相談等	2名
機能訓練指導員	名	1名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
事務職員	1名	名	一般事務・料金請求等	1名
看護・介護職員	看護師	名	医療、健康管理業務等	2名
	准看護師	名		名
	介護福祉士	1名	日常介護業務等	3名
	初任者研修(1～2級)修了者	名		3名
	その他	名		1名

(4) 設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽とチェア浴槽、 器械浴槽があります。	送迎車	4台

(5) サービス提供時間 (通常)

9:30 ~ 16:30 (ただし、閉所日を除く)

緊急連絡先 048-583-5555 (清風苑)

3 サービス内容

介護予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容は別添資料をご覧ください。

4 料金

(1) 契約書【別紙1】をご覧ください。

(2) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、非該当(自立)又はまたは、要介護と認定された場合……非該当又は要介護となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④その他

・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、

利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

6 身元引受人

利用者は、契約時に利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。なお、利用者に成年後見人が就いている場合は、「身元引受人」を「成年後見人」と読み替えます。また、成年後見人が利用者の親族以外の専門職後見人である場合には協議のうえ一部免除する場合があります。

- ・当施設は「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
- ・引き渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

7 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額として3年分の利用料金の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者または連帯保証人がなくなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び当事業所は連帯保証人の方に利用料金等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

8 秘密保持

- 1 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- 2 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- 3 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

1 0 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに埼玉県北部福祉事務所、深谷市、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1 1 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤サービス提供中に、当該従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2 提供するサービスの第三者評価の実施状況

福祉サービス第三者評価は未実施です。

1 3 その他

この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

【別紙 1】

- 担当者
 氏名 新井勇輝（デイサービスセンター課長）
 電話 048-583-5558
- 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容
 利用日 毎週 曜日、 曜日、 曜日
 利用時間 午前9：30～午後16：30
 利用場所 所在地 埼玉県深谷市本田4914番地3
 施設名 深谷市デイサービスセンター清風苑
 利用可能設備等 食堂
 日常動作訓練室
 機能訓練室
 相談室
 浴室（普通浴槽、チェア浴槽）
 送迎車 4台
 サービス内容 介護予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。
 具体的な内容は、別添資料をご覧ください。
- 利用料金
 お支払いいただく料金の単価は、下記の料金表によって積算された金額となります。

①基本料金

区分	1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)：単位	1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)：単位
要支援1	1,798	436 (1ヶ月中4回まで)
要支援2	3,621	447 (1ヶ月中8回まで)

②加算料金

加算区分		加算割合 単位数	該当 非該当
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5/100	
生活機能向上グループ活動加算		月100	
若年性認知症利用者受入加算		月240	
栄養アセスメント加算		月50	
栄養改善加算		月200	
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	月150	
	(Ⅱ)	月160	
一体的サービス提供加算		月480	
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)	要支援1	月88	
	要支援2	月176	
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	要支援1	月72	
	要支援2	月144	

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	月24	
	要支援2	月48	
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	3ヶ月毎に回100	
	(Ⅱ)	月200・月100	
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	6か月毎に回20	
	(Ⅱ)	6か月毎に回5	
科学的介護推進体制加算		月40	
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	月所定単位数×92/1000	
	(Ⅱ)	月所定単位数×90/1000	
	(Ⅲ)	月所定単位数×80/1000	
	(Ⅳ)	月所定単位数×64/1000	

- ・「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行い場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇等改善加算」は支給限度額管理の対象外項目です。

③減算事項

減算事項		減算割合または単位
利用者の数が利用定員を超える又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		$\frac{70}{100}$
高齢者虐待防止措置未実施減算		$\frac{1}{100}$ の減算
業務継続計画未策定減算		$\frac{1}{100}$ の減算
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	要支援1	月-376単位 回-94単位
	要支援2	月-752単位 回-94単位
事業所が送迎を行わない場合(片道)		-47単位

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の単位数合計に、地域区分(7級地)として1014/1000を加算した額となります。2割(3割)負担の方は上記該当する項目の介護職員等処遇改善加算を除く合計を2倍(3倍)にした数に、介護職員等処遇改善加算率を個別にかけて地域区分(7級地)として1014/1000をかけた額が目安(正しくは端数処理があるため)となります。

※自己負担割合は各利用者の負担割合証(1~3割)にてご確認ください。

④その他の料金

- ・サービスを提供する主たる対象地域(通常の事業の実施地域)を超えて行う送迎に要する費用は次の通りです。
 - 事業所から、片道おおむね10km未満…200円
 - 事業所から、片道おおむね10km以上…400円
- ・通常の時間を超えて通所介護を受ける場合、1時間当たり500円です。
- ・昼食代(おやつ含)1食当たり690円です。おやつのみの方は70円です。
- ・個別ケア活動費 1回あたり
(創作活動90円、脳トレ50円、園芸活動120円、手芸70円)

- ・行事参加費は実費となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接 事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日8時までにご連絡いただいた場合	無料
③ご利用日の当日8時までにご連絡がなかった場合	無料

○ 健康上の理由による中止

- ①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- ③利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

介護予防・日常生活支援総合事業に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談等窓口☆

1 深谷市デイサービスセンター清風苑

担当者 新井勇輝

電話番号：048-583-5558（受付時間10時から16時）

（受付時間10時から16時）

- ・ 苦情解決責任者 原口哲一
- ・ 苦情解決副責任者 吉田和弘
- ・ 苦情受付担当者 新井勇輝
- ・ 第三者委員 田中初男（川本園 048-583-5908）
榎澤正範（春陽の里 048-594-8111）
中島香代子（048-583-3147）

2 市町村

大里広域市町村圏組合介護保険課 電話048-501-1330

深谷市役所長寿福祉課 電話048-574-8544

熊谷市役所長寿いきがい課 電話048-524-1402

寄居町役場健康福祉課 電話048-581-7718

小川町役場長生き支援課 電話0493-74-2323

嵐山町役場長寿生きがい課 電話0493-62-0718

3 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課

電話048-824-2568

通所介護重要事項説明書

＜令和7年1月1日現在＞

- 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口
 電話 048-583-5558（8時30分～17時30分）
 担当 新井勇輝（デイサービス課長）
 ＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 深谷市デイサービスセンター清風苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	深谷市デイサービスセンター清風苑
所在地	〒369-1105 埼玉県深谷市本田4914番地3
介護保険指定番号	通所介護 (1174500098)
サービスを提供する主たる対象地域	深谷市、熊谷市（旧江南町）、大里郡寄居町、比企郡嵐山町、比企郡小川町

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	名	サービス管理全般	1名
生活相談員		2名	名	生活上の相談等	2名
機能訓練指導員		名	1名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
事務職員		1名	名	一般事務・料金請求等	1名
看護・介護職員	看護師	名	2名	医療、健康管理業務等	2名
	准看護師	名	名		名
	介護福祉士	1名	2名	日常介護業務等	3名
	実務者研修・初任者研修(1～2級)修了者	名	3名		3名
	その他	名	1名		1名

(4) 設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽とチェア浴槽があります。	送迎車	4台

- (5) サービス提供時間 (通常)
9 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 (ただし、閉所日を除く)
緊急連絡先 0 4 8 - 5 8 3 - 5 5 5 5 (清風苑)

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容は別添資料をご覧ください。

4 料金

- (1) 契約書【別紙1】をご覧ください。
(2) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

- (2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または、要支援と認定された場合……非該当または要支援となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場

合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

6 身元引受人

利用者は、契約時に利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。なお、利用者に成年後見人が就いている場合は、「身元引受人」を「成年後見人」と読み替えます。また、成年後見人が利用者の親族以外の専門職後見人である場合には協議のうえ一部免除する場合があります。

- ・当施設は「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
- ・引き渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

7 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額として3年分の利用料金の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者または連帯保証人がなくなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び当事業所は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

8 秘密保持

- 1 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- 2 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- 3 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに埼玉県北部福祉事務所、深谷市、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1.1 虐待の防止について

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤サービス提供中に、当該従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

1.2 提供するサービスの第三者評価の実施状況

福祉サービス第三者評価は未実施です。

1.3 その他

この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、当事業所生活相談員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

【別紙 1】

○ 担当者

氏名 (デイサービスセンター課長) 新井勇輝

電話 048-583-5558

○ 通所介護の内容

利用日 毎週 曜日、 曜日、 曜日
 利用時間 9:30 ~ 16:30
 利用場所 所在地 埼玉県深谷市本田4914番地3
 施設名 深谷市デイサービスセンター清風苑
 利用可能設備等 食堂
 日常動作訓練室
 機能訓練室
 相談室
 浴室 (普通浴槽、チェア浴槽)
 送迎車 4台
 サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、
 入浴介助、機能訓練
 その他必要な介護等を行います。
 具体的な内容は、別添資料をご覧ください。

○ 利用料金

お支払いいただく料金の単価は、下記の料金表によって積算された金額となります。

①基本料金

区 分	通常規模型 (単位)					
	8~9	7~8	6~7	5~6	4~5	3~4
要介護1	669	658	584	570	388	370
要介護2	791	777	689	673	444	423
要介護3	915	900	796	777	502	479
要介護4	1,041	1,023	901	880	560	533
要介護5	1,168	1,148	1,008	984	617	588

②加算料金

加 算 区 分	加算割合 単位数	該当 非該当
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	3/100	
指定通所介護時間が通算して9時間以上~10時間未満の場合	50	

指定通所介護時間が通算して 10 時間以上～11 時間未満の場合		1 0 0	
指定通所介護時間が通算して 11 時間以上～12 時間未満の場合		1 5 0	
指定通所介護時間が通算して 12 時間以上～13 時間未満の場合		2 0 0	
指定通所介護時間が通算して 13 時間以上～14 時間未満の場合		2 5 0	
生活相談員配置等加算		1 3	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5/1 0 0	
入浴介助加算	(Ⅰ)	4 0	
	(Ⅱ)	5 5	
中重度者ケア体制加算		4 5	
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	3ヶ月毎に回1 0 0	
	(Ⅱ)	月2 0 0・月1 0 0	
個別機能訓練加算	(Ⅰ) イ	5 6	
	(Ⅰ) ロ	7 6	
	(Ⅱ)	月2 0	
ADL維持等加算	(Ⅰ)	月3 0	
	(Ⅱ)	月6 0	
認知症加算		6 0	
若年性認知症利用者受入加算		6 0	
栄養アセスメント加算		月5 0	
栄養改善加算		月2回2 0 0	
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	6か月毎に回2 0	
	(Ⅱ)	6か月毎に回5	
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	月2回1 5 0	
	(Ⅱ)	月2回1 6 0	
科学的介護推進体制加算		月4 0	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	2 2	
	(Ⅱ)	1 8	
	(Ⅲ)	6	
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	月所定単位数×92/1000	
	(Ⅱ)	月所定単位数×90/1000	
	(Ⅲ)	月所定単位数×80/1000	
	(Ⅳ)	月所定単位数×64/1000	

- ・「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行い場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇等改善加算」は支給限度額管理の対象外項目です。

③減算事項

減算事項	減算割合または単位
利用者の数が利用定員を超える又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	$\frac{70}{100}$

高齢者虐待防止措置未実施減算	$\frac{1}{100}$ の減算
業務継続計画未策定減算	$\frac{3}{100}$ の減算
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	$\frac{70}{100}$
共生型通所介護を行う場合 (指定生活介護事業所が行う場合)	$\frac{93}{100}$
共生型通所介護を行う場合 (指定自立訓練事業所が行う場合)	$\frac{95}{100}$
共生型通所介護を行う場合 (指定児童発達支援事業所が行う場合)	$\frac{90}{100}$
共生型通所介護を行う場合 (指定放課後等デイサービス事業所が行う場合)	$\frac{90}{100}$
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	- 94 単位
事業所が送迎を行わない場合 (片道)	- 47 単位

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の単位数合計に、地域区分（7級地）として1014/1000を加算した額となります。2割（3割）負担の方は上記該当する項目の介護職員等処遇改善加算を除く合計を2倍（3倍）にした数に、介護職員等処遇改善加算率を個別にかけて地域区分（7級地）として1014/1000をかけた額が目安（正しくは端数処理があるため）となります。

※自己負担割合は各利用者の負担割合証（1～3割）にてご確認ください。

④その他の料金

・サービスを提供する主たる対象地域（通常の事業の実施地域）を超えて行う送迎に要する費用は次の通りです。

事業所から、片道おおむね10km未満…200円

事業所から、片道おおむね10km以上…400円

- ・通常の時間を超えて通所介護を受ける場合、1時間当たり500円です。
- ・昼食代（おやつ含）1食当たり690円です。おやつのみの方は70円です。
- ・個別ケア活動費 1回あたり
(創作活動90円、脳トレ50円、園芸活動120円、手芸70円)
- ・行事参加費は実費となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接 事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日8時までにご連絡いただいた場合	無料
③ご利用日の当日8時までにご連絡がなかった場合	無料

○ 健康上の理由による中止

- ①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
- ③利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談等窓口☆

1 深谷市デイサービスセンター清風苑

担当者 新井勇輝

電話番号：048-583-5558（受付時間10時から16時）

（受付時間10時から16時）

- ・苦情解決責任者 原口哲一
- ・苦情解決副責任者 吉田和弘
- ・苦情受付担当者 新井勇輝
- ・第三者委員 田中初男（川本園 048-583-5908）
煤澤正範（春陽の里 048-594-8111）
中島香代子（048-583-3147）

2 市町村

大里広域市町村圏組合介護保険課 電話048-501-1330

深谷市役所長寿福祉課 電話048-574-8544

熊谷市役所長寿いきがい課 電話048-524-1402

寄居町役場健康福祉課 電話048-581-7718

小川町役場長生き支援課 電話0493-74-2323

嵐山町役場長寿生きがい課 電話0493-62-0718

3 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課

電話048-824-2568